

滋賀県障害児療育強化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、地域における障害児の療育の推進を図るため、滋賀県障害児療育強化事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定める事業を実施するために要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の対象は、実施要綱第3条各号に定める事業とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表により算定した基準額と事業に要した経費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を上限とし、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第4条 規則第3条に規定する補助金交付申請書は、別記様式第1号のとおりとし、提出期限は別に定める。

(申請の取下げ)

第5条 規則第7条に規定する申請の取下げは、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して10日以内に文書をもって行わなければならない。

(変更交付申請)

第6条 補助事業者は、補助事業の重要な内容を変更しようとするときは、補助金変更交付申請書（別記様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第12条に規定する補助事業等実績報告書は、別記様式第3号のとおりとし、提出期限は、補助事業の完了した日から起算して1月を経過した日または翌年度の4月30日のいずれか早い日とする。

(標準事務処理期間)

第8条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

(1) 規則第4条に規定する補助金の交付の決定は、第4条に規定する交付申請が

あった日から起算して30日以内に行うものとする。

(2) 知事は、第6条に規定する補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から14日以内に変更交付決定を行うものとする。

(3) 規則第13条に規定する額の確定は、第7条に規定する実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(書類の備付け)

第9条 補助事業者は、補助事業に係る収支の事実を明らかにする証拠書類を整備し、当該会計年度終了後5年間保存しなければならない。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度の補助金から適用する。

別表 1

補助項目 (実施要綱第3条)	補助対象経費	基準額 (単価)	補助率
① 第1号に掲げる事業	専門療育スタッフの配置に要する経費 <u>(仕入れに係る消費税等相当額を除く)</u>	1人(1日) につき 8,500円	1/2
② 第2号に掲げる事業	専門療育スタッフの招聘に要する経費 <u>(仕入れに係る消費税等相当額を除く)</u>	1人(1回) につき 8,500円	1/2

- (注) 1. 「①」について、配置する専門療育スタッフは、児童福祉法に基づく指定通所支援の報酬に係る児童指導員等加配加算で評価される理学療法士等および特別支援加算で評価する者を除く。
2. 「②」について、当該市町等が発達支援室や医療機関等、別の事業に配置するスタッフ等から指導を受ける場合を含み、人件費について時間按分により補助対象経費に算入することを可とする。
3. 「①～②」の事業にかかる基準額の合計について、各実施主体ごとの上限を800,000円とする。

別記様式第 1 号

滋賀県障害児療育強化事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

滋賀県知事

申請者 所在地
名 称
代表者
担当者 氏 名
連絡先

年度滋賀県障害児療育強化事業補助金 円を交付されるよう、滋賀県補助金等交付規則第 3 条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり同規則第 4 条第 2 項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第 16 条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

関 係 種 類

- 1 補助金所要額調書（別紙 1）
- 2 事業計画書（別紙 2）
- 3 収支予算書
- 4 その他必要書類

別記様式第2号

滋賀県障害児療育強化事業補助金変更交付申請書

番 号
年 月 日

滋賀県知事

申請者 所在地
 名 称
 代表者
担当者 氏 名
 連絡先

年 月 日付け滋障福第 号で交付決定のあった 年度
滋賀県障害児療育強化事業補助金について、下記のとおり補助金の変更交付を受け
たいので、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり滋賀県補助金等交付規則第4条第2項各号のいずれかに
該当する事実が判明したときは、同規則第16条の規定に基づき補助金等の交付の決
定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

記

1. 変更の理由

2. 変更交付申請額

(1) 既 交 付 決 定 額	円
(2) 変 更 交 付 申 請 額	円
(3) 差引追加交付申請額	円

関 係 書 類

- 1 補助金所要額変更調書（別紙3）
- 2 事業計画書（別紙2）
- 3 収支予算書
- 4 その他必要書類

別記様式第3号

滋賀県障害児療育強化事業補助金実績報告書

番 号
年 月 日

滋賀県知事

申請者 所在地
名称
代表者
担当者 氏名
連絡先

年 月 日付け滋障福第 号で交付の決定があった 年度
滋賀県障害児療育強化事業補助金について、滋賀県補助金等交付規則第12条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

関係書類

- 1 補助金実績額調書（別紙4）
- 2 事業実施結果報告書（別紙5）
- 3 収支予算書
- 4 その他必要書類